

特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい 正会員の入会金及び会費に関する規則

規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい（以下、「団体」という。）定款第 8 条の規定に基づき、団体の正会員の入会金及び会費を定めることを目的とする。

(入会金)

第 2 条 正会員の入会金は、なしとする。

(会費)

第 3 条 正会員の会費は、次に掲げる額とする。ただし、個人の正会員は、自己の申告により生活保護受給者若しくは生活保護世帯に準じる収入の場合、3,000 円とする減免措置を講ずる。

個人 10,000 円以上（一口 10,000 円で一口以上）

団体 50,000 円以上（一口 10,000 円で五口以上）

2 年度途中の入会であっても、年額の会費を納入する。

(委任)

第 4 条 この規則に定める外、必要な細目事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第 5 条 この規則を改正するときは、総会の議決を得なければならない。

附則

この規則は、平成 25 年 6 月 22 日から施行する。